

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、理事会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての理事とする。
- 3 理事会は、理事候補者を選定し、評議員会の意見を聴取する。
- 4 評議員会の意見を踏まえ、理事会の決議をもって、理事の選任を行う。

(理事の選任)

第8条 理事会は、次の各号に掲げる者を理事として選任する。

- (1) 法人が設置する大学・専門学校の学長及び学校長のうちから1人。
- (2) 学識経験者のうちから4人 内、2人以上は外部の学識経験者とする。
- 2 前号第1号の理事が学長、学校長の職を退いたときには、理事の職を退任するものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の数が第1項に掲げる数を下回るときに備えて、第1項第1号の法人が設置する大学・専門学校の学長及び学校長のうちから1名を補欠の理事として選任することができる。
- 4 理事の定年は満75歳とし、その任期中に定年に達したときは、当該会計年度に関する定時評議員会の終了をもって退任するものとする。ただし、理事長及び学園長・学長・学校長在任中の理事は定年制の例外とすることができる。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の選任)

第10条 監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 理事が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得なければならないものとする。
- 4 評議員会は、監事の総数が2名を下回ることになることに備えて、補欠の監事を選任することができる。

(監事の資格)

第11条 監事の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(親族関係者等の制限)

第12条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特別利害関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特別利害関係がある者又は職員(学長、学校長及び教員を含む。以下同じ。)が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特別利害関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第13条 役員任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した役員補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 理事は、第六条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任及び退任)

第14条 理事又は監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、各々の選任機関である理事会又は評議員会の決議により、これを解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事が第1項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、理事会に対して当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の決議があった日から2週間以内に理事会による解任がなされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 監事の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

5 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 死亡。

(4) 定年。

(役員報酬等)

第15条 役員は、その地位に就任していることをもって報酬を受けてはならない。

2 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

3 非常勤役員に対しては、規定の報酬日額を支給することができる。

第2節 理事会と役員の職務等

(理事会)

第16条 理事会は、全ての理事で構成する。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(理事の職務)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

(理事長の職務)

第18条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、学園長として、学園全般の教育を統理する。ただし、特に必要とする場合は、第7章の規定に基づき、別に学園長を選任することができる。

3 理事長は、理事会において、年4回（3カ月に1回）業務報告を行うものとする。

(副理事長の職務)

第19条 副理事長は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

2 副理事長をもって、私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

3 副理事長は、理事会において、年4回（3カ月に1回）業務報告を行うものとする。

(理事の代表権の制限)

第20条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第21条 理事長に事故があるときは、理事会の定めるところにより、副理事長がその職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がな

され、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに文部科学大臣（当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。）に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。

2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

4 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

6 監事は、学校法人と理事との間の訴訟について、学校法人を代表する。

(理事会の開催)

第23条 理事会は、3ヶ月毎に年4回、定例理事会を開催する。その他必要に応じて臨時理事会を開催する。

2 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

3 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

4 各理事は、理事長に対して、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

5 理事長は、理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から5日以内に、これを招集しなければならない。

6 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

7 前項の通知は、会議の7日前までに発することとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- 8 理事長が、第5項の規定により請求日から2週間以内の日を開催日とする理事会を招集しない場合には、招集を請求した理事が理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 第6項及び第7項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 11 オンラインにより参加した者、及び理事会に付議される事項につき書面やメール等をもってあらかじめ意思を表示した者は、決議に参加することができる。

(決議)

第24条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、第4項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

2 前項の規定に拘わらず、次の決議は議決に加わることができる理事の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) この寄附行為の変更
- (2) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前二項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数の3分の2以上の多数で行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

4 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第25条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第26条 議長は、法令の定めるところにより、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事

が署名捺印し、10年間、法人事務局に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。
- 4 債権者は、役員の実任を追及するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、理事会の議事録の閲覧・交付の請求を行うことができる。

第4章 評議員会及び評議員

第1節 評議員の選任と解任等

(評議員会の構成)

第27条 この法人に評議員6人を置く。

- 2 評議員会は、全ての評議員で組織する。
- 3 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(評議員の選任)

第28条 評議員の2分の1の3名は理事会が、他の2分の1の3名は評議員会が選任するものとする。

2 理事会は、次の各号に掲げる者を決議により選任するものとする。

- (1) この法人の教職員のうちから1人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから1人
- (3) 学識経験者のうちから1人

3 評議員会は、次の各号に掲げる者を決議により選任するものとする。

- (1) この法人の教職員のうちから1名
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから1人
- (3) 学識経験者のうちから1人

4 評議員のうちには、役員のうち1人と親族その他特別利害関係にある者の数又は評議員のうち1人及びその親族その他特別利害関係のある者の数の合計数が評議員現在数の6分の1を超えて含まれることにはならない。

5 第2項第1号及び第3項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職も失うものとする。

6 評議員の定年は満75歳とする。

(評議員の資格と構成)

第29条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(任期)

第30条 評議員の任期は選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第31条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会が選任した評議員については理事会において理事総数の3分の2以上の決議により、評議員会が選任した評議員については評議員会において評議員総数の3分の2以上の決議により、これを解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 死亡。
- (4) 定年。

3 理事会又は評議員会は、それぞれが選任する評議員に関して、特に本学園の諸般について精通し、かつ評議員として適当と考えられる者については、定年制の例外とすることができる。

4 評議員は、第27条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

第2節 評議員会の職務等

(評議員会の職務等)

第32条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をなす場合には、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借入金
- (3) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 また次の各号に掲げる事項については、評議員会の決議を要するものとする。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までにに関する寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併
(理事の行為の差止めの求め)

第33条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害を生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第22条第3項の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することのできない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第34条 評議員会は、役員又は第6章に定める会計監査人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第3節 評議員会の運営

(開催)

第35条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に開催する。

2 その他必要ある場合に、評議員会を開催するものとする。

(招集)

第36条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- 3 評議員総数の10分の1以上の評議員が共同して、理事長に対して、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。
- 4 評議員会を招集するには、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面（又は評議員の承諾を得た場合には電磁的方法）により通知しなければならない。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
 - (4) 私立学校法施行規則で定める事項
- 5 評議員会の議案は、会議の目的である事項等について、理事が評議員会に提出する。
- 6 第4項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。
- 7 第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 8 前項の評議員は、その全員の協議により、第4項に掲げる事項を定め、書面（又は評議員の承諾を得た場合には電磁的方法）により、評議員に対して、会議の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 9 第22条第1項第6号の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、書面（又は評議員の承諾を得た場合には電磁的方法）により、評議員に対して、会議の1週間前までに通知を発しなければならない。
- 10 本条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(決議)

- 第37条 評議員会の決議は、決議に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議
 - 3 前二項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、決議に加わることが出来る評議員の全員一致をもって行わなければならない。
 - 4 オンラインにより参加した者及び評議員会に付議される事項につき書面やメール等をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
(議事録)

第38条 第26条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項」とあるのは、「評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項」と読み替え、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(理事の出席等)

第39条 理事長は、定時評議員会及び予算承認等の重要議題を含む評議員会には必ず出席するものとする。

2 副理事長及び監事は、全ての評議員会に出席しなければならない。

3 理事長、副理事長及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(評議員の報酬等)

第40条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員会に出席した評議員には、法人の規定による日当と交通費を支給することができる。

第5章 理事会と評議員会の協議

(理事会及び評議員会の協議)

第41条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議と評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任・定員・任期)

第42条 この法人に、会計監査人を置き、公認会計士若しくは会計監査法人をもって充てる。会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 会計監査人の定数は、1人とする。

3 任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、当該評議員会で別段の決議がない場合、再任されたものとみなす。

(会計監査人の解任)

第43条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、緊急を要するときは、監事の全員の合意により当該会計監査人を解任することができる。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事はその旨及び解任の理由をその後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続き)

第44条 理事が評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数の合意の下で、監事が決定する。

2 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

3 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に召集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。

4 理事長は、前項の者に対し、評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員が生じた場合の措置)

第45条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

(会計監査人の職務等)

第46条 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録その他文部科学省令で定めるものを監査する。

2 会計監査人は、監査を行ったときは、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3 会計監査人は、次に掲げる請求を行い、又は理事及び職員に対して、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関連する資料、又は当該書面の写しの閲覧の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- (3) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であってこの法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の報酬)

第47条 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数同意を得て、理事会において定める。

第7章 学園長

(学園長)

第48条 この法人に学園長1人を置くことができる。

- 2 学園長は、この寄附行為第3条の目的に従い、学園全般の教育及び運営を総覧し、理事長に助言を行う。
- 3 学園長は、この寄附行為第3条の趣旨を貫徹するのに適当な者でなければならない。
- 4 学園長は、理事会において理事総数の過半数の決議を得て選任し、その任期は4年とする。
- 5 学園長は、再任されることができる。

第8章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第49条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の主要事項について、理事会の諮問に応じる。
- 4 参与は、この法人に対して特に貢献のある者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 5 参与は、この法人の運営に協力する。

第9章 資産及び会計

(資産)

第50条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第51条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財

産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第52条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管と運用)

第53条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。
2 前項の規定にかかわらず、理事長は、安全有利な方法、すなわち元本の回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で資金の運用を行うことができる。

(経費の支弁)

第54条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入試選考料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第55条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(会計年度)

第56条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第57条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は5年以上9年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において決議しなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び事業報告)

第59条 この法人の決算及び事業報告は、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 計算書類

(4) 計算書類の附属明細書

(5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類の内、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備え付け及び閲覧)

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員の報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付することができる。

(公告の方法)

第61条 この法人の公告は、学校法人本山学園のホームページに掲載する方法により行う。

(資産総額の変更登記)

第62条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第10章 解散及び合併

(解散)

第63条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能

(3) 合併

(4) 破産手続き開始の決定

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項の第1号又は第2号に掲げる事由による解散は文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第64条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行

う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第65条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第11章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第66条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ理事会の決議及び評議員会の決議を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第12章 補則

(責任の免除)

第67条 役員又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員又は会計監査人が賠償の責任を負う額から私立学校法第92条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第1項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第92条第2項各号に掲げる事項及び異議がある場合には2カ月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員会に通知しなければならない。

4 評議員総数の10分の1以上の評議員が、前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第1項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第1項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対して退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(施行細則)

第68条 この寄附行為の施行についての細則その他、法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日（平成26年4月1日）から施行する。

この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日（令和元年10月10日）から施行する。

この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。

理事長 室山 義正

理事 本山 康代

理事 浅利 正二

理事 早野 充

理事 窪山 泉

理事 山口 輝見子

監事 石田 正美

監事 目黒 宏平

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年11月11日）から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年12月24日）から施行する。

令和2年3月16日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年3月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和5年4月1日から施行する。

令和7年2月17日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、会計監査人に関する規定は、令和7年度の定時評議員会の終結の時から施行する。

この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。